

## 南あわじ市商工会広告掲載要綱

平成19年4月1日

### (趣旨)

第1条 この告示は、南あわじ市商工会（以下「商工会」という。）の新たな財源の確保のために、広告媒体として活用し、これに広告を掲示することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (掲示の基準)

第2条 広告媒体に掲示する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

(1) 次に掲げる業種または事業者に係るもの

ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等にかんする法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類するもの

イ) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

ウ) その他広告媒体に掲載する業種又は事業者として不適切であると（以下「会長」という。）が認めるもの

(2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

(5) 政治性又は宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義主張に係るもの

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) その他広告媒体に掲載する広告として不適切であると会長が認めるもの

### (広告媒体の種類)

第3条 広告掲載を行う広告媒体は、次に掲げる商工会の資産のうち、広告掲載が可能なものとする。

(1) 商工会の印刷物

(2) 商工会のホームページ（大好き淡路島!!@淡路島ポータルサイト）

(3) その他広告媒体として活用可能な商工会有資産

商工会は、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告掲載の優先順位)

第4条 掲載する広告の順位は、次に掲げるとおりとする。ただし、広告掲載料を定めずに広告を募集する場合は、この限りではない。

- (1) 商工会員
- (2) 市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前号に掲げる広告以外の広告

前項本文の規定に関わらず、広告媒体を所管する課は、別に広告掲載する広告の順位を定めることができるものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載料及び掲載期間その他掲載に関し必要な事項は、当該広告媒体を所管する課において定めるものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は公募とし、広報紙又は商工会のホームページに掲載することなどにより行うものとする。

前項の規定に関わらず、会長は、広告の申込が想定されるものへの案内又は広告会社への広告掲載の募集の委託により、広告の募集を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望するもの(以下「掲載希望者」という。)は、所定の申込書に広告原案、デザイン案等掲載しようとする広告の内容がわかるものを添えて、会長に提出しなければならない。

広告原稿案、デザイン案等は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

申込者は申込書を提出する際に口座引落依頼書を会長に提出しなければならない。

(広告掲載の審査及び決定)

第8条 会長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、第2条に規定する基準により広告掲載の適否を審査する。

2 会長は、前項の審査により、適当と判断された広告について掲載を決定する。

この場において、掲載希望者が広告募集の規定数を超えるときは、次に定めるところにより決定する。

- (1) 第4条の規定による広告掲載の優先順位による。
- (2) 前号の規定によっても決定されることができないときは、抽選又はあらかじめ定めた方法による。

- 3 会長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定しないときは、掲載希望者にその旨を通知しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、会長が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付するものとする。

広告掲載料の納付日：毎月15日

広告掲載料の納付方法：口座引落し

(広告掲載の取消し)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、商工会はその責任を負わない。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 前号に掲げるものの他、会長が広告掲載を適切でないと判断したとき。

- 2 会長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主にその旨を通知しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第11条 納付した広告掲載料は返還しないものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 第三者から、商工会に対して、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は広告主の自らの責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるものの他、広告の掲載に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。